

福島県こどもまんなかプラン【基本的施策】 委員意見の反映状況・新規追加・修正等

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
I ライフステージを通じた重要事項		I こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策
1 こども・若者の権利保障の推進		1 こども・若者の権利保障の推進
1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発		1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>すべてのこども・若者には「こどもの権利条約」に掲げられている「こどもの権利」がありますが、こどもの権利については、当事者であるこども、またこどもを守るべきおとなや社会にも、十分に認知されているとは言えません。</p> <p>こどもには、幸せに生き、成長する権利がありますが、いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。こうしたこどもの権利侵害は絶対に許さないという意識を社会に浸透させるため、広く県内に人権尊重の意識を高める啓発活動を行うとともに、こどもが自らを守り、困難を抱える時に助けを求め、回復できるよう、自らが権利の主体であることを学ぶための人権教育を進める必要があります。</p>	2-2	<p>すべてのこども・若者には「こどもの権利条約」に掲げられている「こどもの権利」がありますが、こどもの権利については、当事者であるこども、またこどもを守るべきおとなや社会にも、十分に認知されているとは言えません。</p> <p>こどもには、幸せに生き、成長する権利がありますが、いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。こうしたこどもの権利侵害は絶対に許さないという意識を社会に浸透させるため、広く県内に人権尊重の意識を高める啓発活動を行うとともに、こどもが自らを守り、困難を抱える時に助けを求め、回復できるよう、自らが権利の主体であることを学ぶための人権教育を進める必要があります。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) こどもの権利尊重の普及啓発		(1) こどもの権利尊重の普及啓発
(2) 人権教育の推進		(2) 人権教育の推進
<p>○誰もが自らの個性をいかし、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生き抜き、複雑な社会の課題を解決しながらより良い社会を創造していくためには、人権を尊重し、他者との違いを新たな価値を創造するために重要なものとして受け止め、多様な他者と連携・協働することが重要です。</p> <p>誰一人取り残すことなく、すべてのこどもたちが、可能性や個性を伸ばすことができるよう、こどもたちの状況に応じた教育機会の提供や支援を行うことで、多様性を力に変える土壌をつくります。 【教育庁】</p>	2-4	<p>○誰もが自らの個性をいかし、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生き抜き、複雑な社会の課題を解決しながらより良い社会を創造していくためには、人権を尊重し、他者との違いを新たな価値を創造するために重要なものとして受け止め、多様な他者と連携・協働することが重要です。</p> <p>誰一人取り残すことなく、すべてのこどもたちが、<u>可能性を伸ばすことができるよう、こどもたちの状況に応じた教育機会の提供や支援を行うことで、多様な学びの場や交流及び共同学習の一層の充実・整備を着実に推進します。</u>【教育庁】</p>
(3) こどもが自ら助けを求められる環境の整備		(3) こどもが自ら助けを求められる環境の整備
1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進		1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>こどもの権利条約では、こどもは自由に自分の意見を表す権利を有すると定めており、こども基本法では、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会を確保されることが定められています。これらを実践することにより、こども・若者が、自らの意見が十分に聴かれ、また自らが参加することによって地域や社会に影響を与える経験をおとして、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を向上させるよう取り組みます。</p>		<p>こどもの権利条約では、こどもは自由に自分の意見を表す権利を有すると定めており、こども基本法では、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会を確保されることが定められています。これらを実践することにより、こども・若者が、自らの意見が十分に聴かれ、また自らが参加することによって地域や社会に影響を与える経験をおとして、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を向上させるよう取り組みます。</p>

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) こども・若者の意見表明の機会の提供		(1) こども・若者の意見表明の機会の 設定
○こどもの権利条約とこども基本法の趣旨を踏まえ、こども・若者に意見表明の機会を提供するなど、こどもの意識・立場に立ち「こどもの視点」を重視した対応を推進するとともに、将来に夢や希望を抱くことができるよう支援します。【全部局】	2-7	○こどもの権利条約とこども基本法の趣旨を踏まえ、こども・若者に意見表明の機会を 設定 するなど、こどもの意識・立場に立ち「こどもの視点」を重視した対応を推進するとともに、将来に夢や希望を抱くことができるよう支援します。【全部局】
○県内のこども・若者を対象に、本県の政策課題等をテーマとしたワークショップ等を開催し、こども・若者が自身や自身の暮らす地域の将来について考え、行動するきっかけを作るとともに、より詳細なこども・若者の意見を聴取し、こども施策への反映を図ります。【こども未来局】	2-8	○県内のこども・若者を対象に、本県の政策課題等をテーマとしたワークショップ等を開催し、こども・若者が自身や自身の暮らす地域の将来について考え、行動するきっかけを作るとともに、より詳細なこども・若者の意見を聴取し、 県こども施策への反映を図るほか、県内市町村へこども・若者の意見を共有 します。【こども未来局】
(2) こどもの社会参画の機会の提供		(2) こどもの社会参画の機会の 設定
○児童生徒が学校や地域での生活をよりよくするために、教科等の学習を基に生活上の諸問題を発見・解決するなど、よりよい社会の形成に参画することの意義や価値を見いだす学習に取り組み、主権者意識を育みます。【教育庁】	2-10	○ 児童生徒が、自らの学校や地域での生活をよりよくするため、よりよい社会の形成に向け、教科等だけでなく、学校教育全体を通して、地域における諸課題を追究したり解決したりする学習に取り組み、地域の一員として生きる意識を高めます。 また、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えられるよう、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働できる「地域学校協働活動」を推進します。 【教育庁】
2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり		2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり
2-1 多様な遊びや体験活動の推進		2-1 多様な遊びや体験活動の推進
■ 現状・課題・施策の方向		■ 現状・課題・施策の方向
遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。 たとえば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、 <u>言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育む</u> ことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、そして生涯にわたる幸せにつながっていきます。 こういった遊びや体験活動の重要性を認識したうえで、地域が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創っていきます。 また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであるため、家庭、地域、学校・園等における取組を推進していきます。	2-11	安心感をベースにした 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。 たとえば、こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、 人格形成や自己実現を図る上で重要な創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルや、言語や数量等の感覚などの認知的スキルを一体として育むことに加え、 多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、そして生涯にわたる幸せにつながっていきます。 こういった遊びや体験活動の重要性を認識したうえで、地域が連携・協働し、こども・若者の年齢や発達程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を計画的に創っていきます。 また、こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであるため、家庭、地域、学校・園等における取組を推進していきます。
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 幼児教育・保育における遊びの質の向上		(1) 幼児教育・保育における遊びの質の向上
○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ 取組を推進 します。【教育庁】	2-13	○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ ため、保育者向けの各種研修や各自自治体・団体向けの架け橋プログラム推進のための幼小連携研修の充実を図ります。 【教育庁】

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
(2) 学校や地域における体験活動の推進		(2) 学校や地域における体験活動の推進
○地域課題探究活動の推進により郷土理解を促進するとともに、失敗を克服する経験の少ない子どもたちに対し、様々な経験ができる機会の充実を図ります。【教育庁】	2-14	○地域やNPO、社会教育関係団体等と連携協働しながら、地域課題探究活動の推進により、失敗を克服する経験の少ない子どもたちに対し、様々な経験ができる機会の充実を図るとともに、郷土理解を促進することで、地域に親しみをもちながら、現在を力強く生き、将来につながる取組を推進します。【教育庁】
(3) 環境学習・自然体験等の推進		(3) 環境学習・自然体験等の推進
(4) 運動習慣・体力向上・身体作り・スポーツ体験等の推進		(4) 運動習慣・体力向上・身体作り・スポーツ体験等の推進
○民間団体等が行うプレイリーダーや地域の大人が見守る中で野外空間を活用して、自由な発想で遊ぶことができる機会の創出等を支援することにより、幼児期から体を動かすことを楽しみながら運動習慣の定着を図ります。【こども未来局】	2-16	○民間団体等に所属するプレイリーダーや地域の大人が見守る中で野外空間を活用して、自由な発想で遊ぶことができる機会の創出等を支援することにより、幼児期から体を動かすことを楽しみながら運動習慣の定着を図ります。【こども未来局】
(5) 文化芸術体験機会の提供		(5) 文化芸術体験機会の提供
○福島県立博物館において、学校団体、未就学児関係団体、地域の団体やアーティストと連携し、多様な文化芸術体験と学びの機会を提供し、こどもが感性を育み社会に出会う場の創出に取り組みます。【教育庁】	2-17	○福島県立博物館において、 <u>県内美術館・博物館</u> 、学校団体、未就学児関係団体、地域の団体やアーティストと連携し、多様な文化芸術体験と学びの機会を提供し、こどもが感性を育み社会に出会う場の創出に取り組みます。【教育庁】
○福島県立美術館において、こどもを対象にした鑑賞プログラム、創造プログラムを充実させるとともに、学校と連携したアーティストとの制作活動などを推進します。【教育庁】	2-17	○福島県立美術館において、こどもを対象にした鑑賞プログラム、創造プログラムを充実させるとともに、 <u>県内美術館・博物館</u> 、学校と連携したアーティストとの制作活動などを推進します。【教育庁】
(6) 読書活動の推進		(6) 読書活動の推進
2-2 青少年健全育成の推進		2-2 青少年健全育成の推進
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>次世代を担う青少年が、豊かな人間性・社会性と想像力を身につけ、自ら考え、責任ある行動ができる人間に成長していくことは、県民すべての願いです。</p> <p>そのためには、青少年ひとりひとりが本来持っている力を自然体験や伝統文化との関わり等により引き出し、チャレンジする意欲や想像力、行動力などを自ら養っていくことが重要であることから、家庭、学校、職場、地域及び行政機関等の連携を強化し、地域社会全体で青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めていきます。</p>	2-19 2-20	<p>次世代を担う青少年が、豊かな人間性・社会性と想像力を身につけ、自ら考え、責任ある行動ができる人間に成長していくことは、県民すべての願いです。</p> <p>そのためには、青少年ひとりひとりが本来持っている力を自然体験や伝統文化との関わり等により引き出し、チャレンジする意欲や想像力、行動力などを自ら養っていくことが重要であることから、家庭、学校、職場、地域及び行政機関等の連携を強化し、地域社会全体で青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めていきます。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 青少年が健やかに成長できる環境づくり		(1) 青少年が健やかに成長できる環境づくり
★新規追加		○福島県青少年育成県民会議と連携し、「少年の主張」福島県大会や「家庭の日」の作文、絵画等の作品コンクール等、青少年が自身自身の意見や考え方を発信できる機会の充実に努めます。【こども未来局】

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
3 こどもまんなかまちづくり		3 こどもまんなかまちづくり
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を進めるため、こどもや妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人にとって生活しやすい環境を整備するため、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進するとともに、通学路等の安全確保やこどもが遊べる場を整備します。</p> <p>また、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化していきます。</p>		<p>こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を進め、こどもや妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人にとって生活しやすい環境を整備するため、公共施設等におけるユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進するとともに、通学路等の安全確保やこどもが遊べる場を整備します。</p> <p>また、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化していきます。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) すべての人にとって生活しやすい環境の整備		(1) すべての人にとって生活しやすい環境の整備
★新規追加		○こどもを含めたすべての人の熱中症対策の取組として、暑さをしのぐ「ふくしま涼み処」の運用を推進します。【生活環境部】
(2) 通学路等の安全性の確保		(2) 通学路等の安全性の確保
★新規追加		○こどもが声かけ事案等の犯罪被害に遭わないまちづくりを進めるため、関係団体と連携して、街頭防犯カメラ設置の働きかけや優良防犯機器等の普及促進により、地域の防犯活動の活性化を図ります。【警察本部】
★新規追加		○チャイルドシートの正しい使用の推進を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、交通安全教室や街頭などにおいて広報啓発を推進します。【警察本部】
★新規追加		○努力義務とされている自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用が、致命傷を回避し救命効果を著しく高めるといふ本来の目的を伝える取組を推進します。【警察本部】
(3) こどもの遊び場づくり		(3) こどもの遊び場づくり
(4) こどもと楽しく外出できる環境づくり		(4) こどもと楽しく外出できる環境づくり
★新規追加	2-25	○授乳室やおむつ替えスペースがある施設を「赤ちゃんほっとステーション」として認定登録し、子育て世帯に対して情報発信をしていきます。【こども未来局】
(5) 子育て世帯への住宅支援		(5) 子育て世帯への住宅支援
4 こども・若者が活躍できる機会づくり		4 こども・若者が活躍できる機会づくり
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>こども・若者が、それぞれの長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、福島県の未来を切り開いていけるよう支援します。</p>		<p>こども・若者が、それぞれの長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、福島県の未来を切り開いていけるよう支援します。</p>

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 学びの変革による学力向上		(1) 学びの変革による学力向上
<p>○ふくしま学力調査及び全国学力・学習状況調査等の結果を基に、学力を伸ばしている学校を特定するとともに、効果的な事例等を抽出し、授業改善支援訪問等での具体的な指導助言につなげていきます。</p> <p>また、全市町村教育委員会や外部専門家が参画した県学力向上対策会議を開催し、エビデンスに基づいた学力向上策の検討及び具体的な取組を推進していきます。【教育庁】</p>	<p>2-27 2-28</p>	<p>○ふくしま学力調査及び全国学力・学習状況調査等の結果を基に、学力を伸ばしている学校を特定するとともに、効果的な事例等を抽出し、授業改善支援訪問等での具体的な指導助言につなげていきます。</p> <p>また、全市町村教育委員会や外部専門家が参画した県学力向上対策会議を開催し、エビデンスに基づいた学力向上策の検討及び具体的な取組を推進していきます。</p> <p><u>さらに、小学校以降の学びの土台となる幼児期の教育に関し、実態調査を基に策定の「福島県幼児教育振興指針」に沿った保育者向けの各種研修を推進し、幼児教育の質の向上を図ります。【教育庁】</u></p>
★新規追加	2-23	<p>○1人1台端末の導入等を踏まえ、これまでの教育実践とICT、紙とデジタルの双方の良さを取り入れた「個別最適化された学び」、「協働的な学び」、「探究的な学び」を実現する取組を推進します。【教育庁】</p>
★新規追加	2-23	<p>○今後、全国学力・学習状況調査やふくしま学力調査において、CBTによる実施が見込まれることから、児童生徒や教員のICTの活用を図った学びの変革に向けた推進はもちろんのこと、さらなる教育DXに向け、ネットワーク環境のさらなる整備に向けても、各市町村教育委員会と連携を図ります。【教育庁】</p>
(2) 次世代を担う人材の育成		(2) 次世代を担う人材の育成
★新規追加		<p>○県内の小・中学生と親世代に向けて『福島イノベーション・コースト構想の概要』、『地元企業の技術力』、『ものづくりの魅力』を伝え、構想及びものづくりへの興味・関心、地元企業への就職意欲を醸成することによって、将来イノベ構想を支えていく産業人材の育成の端緒とします。【企画調整部】</p>
(3) スポーツ競技力の向上		(3) スポーツ競技力の向上
(4) 国際理解・国際交流・外国語教育等の推進		(4) 国際理解・国際交流・外国語教育等の推進
(5) 外国人のこども・若者等への教育		(5) 外国人のこども・若者等への教育
5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消		5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
■ 現状・課題・施策の方向		■ 現状・課題・施策の方向
<p>こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。</p> <p>また、様々な世代における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる取組に関する啓発や情報発信を進めます。</p>		<p>こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。</p> <p>また、様々な世代における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消につながる取組に関する啓発や情報発信を進めます。</p>
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの払拭		(1) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの払拭
(2) 多様な性に関する理解増進や人権擁護		(2) 多様な性に関する理解増進や人権擁護

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供		6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
6-1 プレコンセプションケアの推進		6-1 プレコンセプションケアの推進
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>プレコンセプションケアとは、若い男女が長期的なライフプランを視野に、将来の妊娠や体の変化に備えて日々の健康と向き合うことです。健やかな妊娠・出産には適齢期があることから、希望する誰もが妊娠・出産を含めたライフプランの実現ができるように、プレコンセプションケアを推進していきます。</p> <p>また、妊娠や出産に関する健康に関する相談先を整備することで、若い世代が健康づくりや不妊予防に取り組み、安心して妊娠・出産の希望がかなえられるように支援します。</p>		<p>プレコンセプションケアとは、若い男女が長期的なライフプランを視野に、将来の妊娠や体の変化に備えて日々の健康と向き合うことです。健やかな妊娠・出産には適齢期があることから、希望する誰もが妊娠・出産を含めたライフプランの実現ができるように、プレコンセプションケアを推進していきます。</p> <p>また、妊娠や出産に関する健康に関する相談先を整備することで、若い世代が健康づくりや不妊予防に取り組み、安心して妊娠・出産の希望がかなえられるように支援します。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) プレコンセプションケアの普及・啓発		(1) プレコンセプションケアの普及・啓発
(2) 性と健康に関する相談支援		(2) 性と健康に関する相談支援
★新規追加		○予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談について「女性のミカタ健康サポートコール」にて対応します。【こども未来局】
6-2 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援		6-2 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>慢性疾病や難病を抱えるこども・若者に対して、成人後も切れ目のなく医療費助成を行い、またその自立を支援するための相談支援や就労支援等を実施します。</p>		<p>慢性疾病や難病を抱えるこども・若者に対して、成人後も切れ目のなく医療費助成を行い、またその自立を支援するための相談支援や就労支援等を実施します。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 慢性疾病を抱える患者家庭への医療費助成		(1) 慢性疾病を抱える患者家庭への医療費助成
(2) 小児慢性特定疾病児童の自立促進		(2) 小児慢性特定疾病児童の自立促進
7 こどもの貧困対策		7 こどもの貧困対策
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。貧困やその連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされたり、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されたりすることのないよう、貧困の解消に向けて取り組みます</p>		<p>こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。貧困やその連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされたり、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されたりすることのないよう、貧困の解消に向けて取り組みます</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 幼児教育・保育の無償化		(1) 幼児教育・保育の無償化
<p>○原則、3歳から5歳児クラスの幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料を無償化します。【こども未来局】</p>	2-40	<p>○原則、3歳から5歳児クラスの幼稚園、認定こども園、保育所等の利用料を無償化します。</p> <p>また、別途徴収する食材料費のうち、副食費については、年収360万円未満相当世帯もしくは第3子以降のこどもの支払いの免除を支援します。【こども未来局】</p>

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
(2) 教育費負担の軽減		(2) 教育費負担の軽減
(3) 低所得子育て世帯のこどもへの学習支援		(3) 低所得子育て世帯のこどもへの学習支援
(4) 高校中退者への支援と中退の予防		(4) 高校中退者への支援と中退の予防
<p>○各学校において地域課題探求活動等、生徒が主体的に活動する様々な取組みを行い、生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、高校中退の予防に努めます。</p> <p>また、進路選択の段階から中学校との連携を図り、ガイダンスとカウンセリングを生かした学校適応指導を充実させるとともに、学習指導の工夫改善や教育課程の見直しを図ることで、きめ細かな指導や個別理解を進め、家庭と連携した生徒指導の充実に努めます。 【教育庁】</p>	2-45	<p>○各学校において地域課題探究活動等、生徒が主体的に活動する様々な取組みを行い、生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、高校中退の予防に努めます。</p> <p>また、進路選択の段階から中学校との連携を図り、ガイダンスとカウンセリングを生かした学校適応指導を充実させるとともに、学習指導の工夫改善や教育課程の見直しを図ることで、きめ細かな指導や個別理解を進め、家庭と連携した生徒指導の充実に努めます。 【教育庁】</p>
(5) 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援		(5) 生活困窮者等への生活支援や生活再建・就職支援
★新規追加	2-46	○民間賃貸住宅の空き家・空き室を活用し、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進します。【土木部】
(6) スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築		(6) スクールソーシャルワーカー等による関係機関等との協働体制の構築
(7) ギャンブル等依存症対策		(7) ギャンブル等依存症対策
8 援助を必要とするこどもや家庭への支援		8 援助を必要とするこどもや家庭への支援
8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援		8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者や日常生活を営むために医療を要するこども（医療的ケア児）の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。</p>	2-48	<p>障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者や日常生活を営むために医療を要するこども（医療的ケア児）の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、<u>地域の児童発達支援センター等が、保育所等訪問支援事業を実施することにより、保育所・幼稚園、小学校から高等学校等の教育関係機関との併行利用や移行に向けた支援を行うことなどにより、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。</u></p> <p><u>また、医療的ケア児とその家族が切れ目ない小児医療等を受けられることを目指します。</u></p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 障がいや発達の特性の早期発見・早期療育		(1) 障がいや発達の特性の早期発見・早期療育
(2) 発達障がい児の支援体制強化		(2) 発達障がい児の支援体制強化
<p>○発達障がい児への支援にあたっては、発達障害者支援地域協議会等を活用しながら、発達障がい者支援センターを中心に、児童発達支援センターなどの各関係機関が連携して支援します。【こども未来局】</p>	2-49	<p>○発達障がい児への支援にあたっては、発達障害者支援地域協議会等を活用しながら、発達障がい者支援センターを中心に、児童発達支援センターなどの各関係機関が連携して支援します。</p> <p><u>また、発達障がい者支援センターにおいて一般の方向けの研修会への講師派遣を行い、発達障害の基本的理解や対応、アセスメントなどについて説明の機会を設けるなど、発達障がいの理解促進を図ります。</u>【こども未来局】</p>
(3) 障がい児等の地域支援体制強化		(3) 障がい児等の地域支援体制強化
★新規追加		○障害児入所施設については、「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化を推進します。【こども未来局】

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
(4) 障がい児等の医療負担軽減等の経済的支援		(4) 障がい児等の医療負担軽減等の経済的支援
(5) 医療的ケア児への支援		(5) 医療的ケア児への支援
(6) 発達障がい児・医療的ケア児への保健・医療支援体制の構築		(6) 発達障がい児・医療的ケア児への保健・医療支援体制の構築
ア 医療的ケア児が入院する医療機関における退院支援・体制整備		ア 医療的ケア児が入院する医療機関における退院支援・体制整備
○ 医療的ケア児が入院する医療機関において、児の入院後、現在の病状及び今後予想される状態等について家族等と話し合いを開始し、退院後の療養上必要な事項について説明するとともに、退院・転院後の療養生活を担う医療機関や訪問看護ステーション等との連絡や調整、福祉サービスの導入に係る支援等を行う体制整備に努めます。【こども未来局】	2-52	○ 医療的ケア児が入院する医療機関において、児の入院後、現在の病状及び今後予想される状態等について家族等と話し合いを開始し、退院後の療養上必要な事項について説明するとともに、退院・転院後の療養生活を担う医療機関や訪問看護ステーション等との連絡や調整、福祉サービスの導入に係る支援等を行う体制整備を図るため、支援者のスキルアップ研修や各市町村へのコーディネーターの配置を進めます。【こども未来局】
★新規追加		○ 医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの市町村への配置を進めます。【こども未来局】
イ 在宅医療における支援・体制整備		イ 在宅医療における支援・体制整備
★新規追加		○ 小児在宅医療に取り組む医師の確保・育成を進めます。【保健福祉部】
★新規追加		○ 高齢者のみではなく、小児や若年層の患者に対する訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導等にも対応できるような体制確保を目指します。【保健福祉部】
★新規追加		○ 医師、歯科医師、医療機関従業者等を対象に、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施し、対応できる医療関係者の育成に努めます。【こども未来局】
(7) インクルーシブ教育の推進		(7) インクルーシブ教育の推進
○ 高等学校と特別支援学校の併設校を中心に、交流及び共同学習を進め、多様性を認め合う特色ある学校づくりを行います。【教育庁】	2-55	○ 高等学校と特別支援学校の併設校や小中学校と近隣の特別支援学校を中心に、交流及び共同学習を進め、多様性を認め合う特色ある学校づくりを行います。【教育庁】
(8) 障がいのある若者への就労支援		(8) 障がいのある若者への就労支援
(9) 災害時における要配慮者への支援体制の整備		(9) 災害時における要配慮者への支援体制の整備
○ 防災施策において配慮を要する高齢者、障がい者・発達障がい児、乳幼児、妊産婦、医療的ケア児等の要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが難しい等、特に支援を要する方（避難行動要支援者）がそれぞれの状況に合わせて避難できるよう市町村が策定する「個別避難計画」の作成を支援するため、市町村間の情報共有の場の創出や研修等を開催します。 また、地域住民主体で行う防災活動に関する「地区防災計画」の策定を支援する中で、ワークショップ等を通じて「地域の要配慮者への対策」について考える機会を設けるなど、地域の中で助け合う環境づくりを進めます。【危機管理部、保健福祉部、こども未来局】	2-56 2-57	○ 防災施策において配慮を要する高齢者、障がい者・発達障がい児、乳幼児、妊産婦、医療的ケア児等の要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが難しい等、特に支援を要する方（避難行動要支援者）がそれぞれの状況に合わせて避難できるよう市町村が策定する「個別避難計画」の作成を支援するため、市町村間の情報共有の場の創出や研修等を開催します。 また、医療的ケア児においては、市町村が計画作成に活用できる手順書の作成等の支援を進めます。 さらに、地域住民主体で行う防災活動に関する「地区防災計画」の策定を支援する中で、ワークショップ等を通じて「地域の要配慮者への対策」について考える機会を設けるなど、地域の中で助け合う環境づくりを進めます。【危機管理部、保健福祉部、こども未来局】

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
8-2 児童虐待防止対策の強化		8-2 児童虐待防止対策の強化
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
○児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるおそれがあり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。		○児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるおそれがあり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。一方で、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があってもこどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。
■施策の展開		■施策の展開
(1) 児童虐待の防止とこどもの見守り		(1) 児童虐待の防止とこどもの見守り
(2) 相談支援体制の整備		(2) 相談支援体制の整備
○県内の各方に設置している児童相談所において、こどもの虐待をはじめとする児童の福祉に関するあらゆる相談に対応します。また、増加を続ける児童虐待通告、子育て相談等に即時に対応し、虐待の予防、早期発見及び早期対応を強化するため、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受け付けることのできる「児童相談所虐待対応ダイヤル」を設置します。【こども未来局】	2-58	○県内の各方に設置している児童相談所において、こどもの虐待をはじめとする児童の福祉に関するあらゆる相談に対応するとともに、SNS相談窓口「親子のための相談LINE」を設置します。また、増加を続ける児童虐待通告、子育て相談等に即時に対応し、虐待の予防、早期発見及び早期対応を強化するため、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受け付けることのできる「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」を設置します。【こども未来局】
(3) 児童虐待への対応強化		(3) 児童虐待への対応強化
○一時保護時や里親委託時、入所措置時の決定等に際し、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して各措置等を行うために、年齢や発達に応じた説明及び意見聴取を行います。【こども未来局】	2-59	○一時保護時や里親委託時、入所措置時の決定等に際し、児童の最善の利益を考慮するとともに、意見表明権を保障しつつ児童の意見又は意向を勘案して各措置等を行うために、年齢や発達に応じた説明及び意見聴取を行います。【こども未来局】
○虐待を受けたこどもの保護者への精神科医によるカウンセリングや、子育てについて学ぶプログラムの実施等を支援するため、児童相談所職員に対して専門的な研修を実施します。【こども未来局】	2-60	○虐待を受けたこどもの安定した人格形成や精神的回復等のため、心理的ケアを丁寧かつ継続的に行っていくとともに、保護者への精神科医によるカウンセリングや、子育てについて学ぶプログラムの実施等を支援するため、児童相談所職員に対して専門的な研修を実施します。【こども未来局】
★新規追加		○児童虐待による死亡事例等の重大事例について、専門部会による検証を行うとともにその検証結果を関係機関へ周知し、再発防止を図ります。【こども未来局】
(4) 性被害の被害者等となったこどもへの支援		(4) 性被害の被害者等となったこどもへの支援
○「ふくしま性と健康の相談センター」において、若い世代を対象に性について正しい情報の発信や、中学・高校生を対象とした健康教育を行うほか、性と健康に関する様々な悩みに電話やメール、LINE等にて対応しており、予期せぬ妊娠や性感染症等についても、必要に応じて産科への受診同行も行いながら、相談支援を行います。【こども未来局】	2-61	○「ふくしま性と健康の相談センター」において、若い世代を対象に性について正しい情報の発信や、中学・高校生を対象とした健康教育を行うほか、性と健康に関する様々な悩みに電話やメール、LINE等にて対応しており、予期せぬ妊娠や性に関する疾病等についても、必要に応じて産科への受診同行も行いながら、精神面のケアを行い、相談支援を行います。【こども未来局】
(5) 学校における教育相談体制の充実		(5) 学校における教育相談体制の充実
(6) ギャンブル等依存症対策		(6) ギャンブル等依存症対策

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援		8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障※を目指して、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善を図ります。</p> <p>※パーマネンシー保障 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障や、こどもへの安定的なケアの保障のこと。</p>		<p>社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、パーマネンシー保障※を目指して、家庭養育優先原則に基づき、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実を進めるとともに、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善を図ります。</p> <p>※パーマネンシー保障 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障や、こどもへの安定的なケアの保障のこと。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 里親等委託の推進・普及啓発		(1) 里親等委託の推進・普及啓発
<p>○里親の増加や里親家庭でのこどもの養育への理解を広めるため、里親入門講座（里親制度説明会）を開催し、街頭でチラシ等の配布を行うなどの広報活動や関係機関への周知等による普及啓発を行います。【こども未来局】</p>	2-62	<p>○里親の増加や里親家庭でのこどもの養育への理解を広めるため、里親入門講座（里親制度説明会）の開催や広報活動等の普及啓発を関係機関と連携して行うとともに、里親が地域で子育てしやすくなるよう、市町村の子育て支援施策と連携して支援します。【こども未来局】</p>
(2) 家庭や里親等での養育が適当でないこどもの養育支援		(2) 家庭や里親等での養育が適当でないこどもの養育支援
(3) 社会的養護経験者の自立支援		(3) 社会的養護経験者の自立支援
(4) 要保護児童への支援		(4) 要保護児童への支援
8-4 ヤングケアラーへの支援		8-4 ヤングケアラーへの支援
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。</p>	2-63	<p>本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) ヤングケアラーへの支援と支援体制の強化		(1) ヤングケアラーへの支援と支援体制の強化
<p>○ヤングケアラーをはじめとする困難を抱えるこども等に向けて、支援に関する情報等を発信します。【こども未来局】</p>	2-64	<p>○ヤングケアラーをはじめとする困難を抱えるこども等に向けて、SNSツールを活用して支援に関する情報等を発信します。【こども未来局】</p>
<p>★新規追加</p>		<p>○ヤングケアラーへの相談支援にあたっては、市町村職員等の支援者及び機関を対象とした研修や専門家派遣を行い、支援体制の強化を図ります。また、県内の小中高（特別支援学校含む）に在籍するすべての児童を対象に相談先を記載したヤングケアラーカードの配布、SNS相談体制において情報発信などを通して、支援を必要とするこどもに情報が行きわたるよう取り組みます。【こども未来局】</p>
(2) こども家庭センターの体制整備		(2) こども家庭センターの体制整備
(3) 学校における教育相談体制の充実		(3) 学校における教育相談体制の充実

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
9 犯罪などの危険から子どもを守る取組		9 犯罪などの危険から子どもを守る取組
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、すべての子どもが健やかに育つための大前提となります。しかし、子どもが一生に残る傷を負う事件や、子どもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があることから、子ども・若者への自殺対策、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、性犯罪・性暴力対策、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策、非行防止と自立支援等に取り組んでいきます。</p>		<p>子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが、すべての子どもが健やかに育つための大前提となります。しかし、子どもが一生に残る傷を負う事件や、子どもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があることから、子ども・若者への自殺対策、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、性犯罪・性暴力対策、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策、非行防止と自立支援等に取り組んでいきます。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 子ども・若者の自殺対策		(1) 子ども・若者の自殺対策
<p>○学生・教職員へ向けた自殺予防研修の実施と、若者のアイデアを取り入れた若者向けの自殺予防グッズを作成し、普及啓発を行います。【保健福祉部】</p>	2-66	<p>○<u>本県における20代の若年層の自殺は毎年30～40人前後で推移しており、減少しているとは言えない状況であることを踏まえ、学生・教職員へ向けた自殺予防研修の実施と、若者にも使ってもらえそうなグッズ（クリアファイルやウェットティッシュ等）を自殺予防グッズとして作成・配布します。</u>【保健福祉部】</p>
★新規追加		<p>○精神保健福祉センターにおいて「自殺予防教育のための指導者の手引き」により、教職員等が自殺予防教育を行うための研修を実施します。【保健福祉部】</p>
(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備		(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
<p>○家庭や学校で子どものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用します。【子ども未来局】</p>	2-68	<p>○子どものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用し、<u>子どもたちが安心して適切なインターネット利用ができる能力を身に付けられるよう取り組むとともに、調査結果を公表し、学校や家庭をはじめ社会全体で子どものインターネット利用に関する課題を共有</u>します。【子ども未来局】</p>
★新規追加	2-47	<p>○精神保健福祉センターや各保健福祉事務所において、ネット・ゲーム依存症に関する相談を受け付け、また精神保健福祉センターにおいては、ネット・ゲーム依存症についての正しい知識の啓発を行うとともに、家族ミーティングを開催することで、依存症の本人だけでなく家族も含めた支援を行います。【保健福祉部】</p>
(3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策		(3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策
(4) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備		(4) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備
<p>○保護者が被害者となり、子どもの養育が困難な状況となった場合には、子どもを児童相談所にて一時保護し、その後の保護者の状況に応じて、施設入所等の必要な支援を行います。【子ども未来局】</p>	2-72	<p>○保護者が被害者となり、子どもの養育が困難な状況となった場合には、子どもを児童相談所にて一時保護し、<u>カウンセリングなどのケアを行い、</u>その後の保護者の状況に応じて、施設入所等の必要な支援を行います。【子ども未来局】</p>
(5) 非行防止と自立支援		(5) 非行防止と自立支援

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
Ⅱ ライフステージ 別の重要事項		Ⅱ こどもの育ちに応じた施策
1 こどもの誕生前から幼児期まで		1 こどもの誕生前から幼児期まで
1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保		1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、周産期医療に必要な施設・設備の整備や運営を支援するとともに、産科・産婦人科医の確保、育成に努めます。</p> <p>また、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の事業について、広域的かつ専門的な立場から課題の把握等を行い、市町村と連携して取組を充実させていきます。</p> <p>また、妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、妊娠前の若い世代を中心に周知啓発を行います。</p> <p>さらに、<u>子どもを持ちたいのに子どもができない不妊に悩む方に、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行います。</u></p>		<p>安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりの一環として、周産期医療に必要な施設・設備の整備や運営を支援するとともに、産科・産婦人科医の確保、育成に努めます。</p> <p>また、<u>妊娠や出産の満足度を高め</u>、妊娠期、出産期及び新生児期を通じて母子の健康を確保するため、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の事業について、広域的かつ専門的な立場から課題の把握等を行い、市町村と連携して取組を充実させていきます。</p> <p>また、妊娠・出産の仕組み等に関する正しい知識について、妊娠前の若い世代を中心に周知啓発を行い、<u>妊娠には適齢期があることを伝えることで、ライフプランを考えるきっかけを提供して</u>いきます。</p> <p>さらに、<u>不妊に悩む方が子どもを希望する場合</u>、不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターを設置するとともに、<u>希望する治療が受けられるように</u>、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援を行います。<u>また、治療を仕事との両立ができるように支援して</u>いきます。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 周産期医療体制の整備		(1) 周産期医療体制の整備
ア 周産期に必要な施設・設備の整備支援		ア 周産期に必要な施設・設備の整備支援
イ 周産期医療に関わる医師確保		イ 周産期医療に関わる医師確保
ウ 妊産婦への支援		ウ 妊産婦への支援
エ 助産師の自立と周産期医療の質の向上	2-76	エ 助産師の自立と周産期医療の質の向上
<p>○産科医師から助産師へのタスク/シフトシェアを進めるため、県内の助産師の実践力向上にむけて、研修会の支援を実施や、院内助産や助産師外来の活用を進めます。【保健福祉部】</p>		<p>○産科医師から助産師へのタスク/シフトシェアを進めるため、県内の助産師の実践力向上にむけて、研修会の支援を実施や、院内助産や助産師外来の活用を進めます。<u>また、地域で妊産婦の産前・産後ケアを担う助産所との連携を図ります。</u>【保健福祉部】</p>
★新規追加		<p>○分娩機関が産科医療補償制度に加入し、分娩に関する紛争の防止・解決を図るとともに、原因分析による将来の同種事例の防止に役立つ情報の提供などにより、産科医療の質の向上を図ります。【保健福祉部】</p>
オ 分娩施設では対応できない分娩の補完		オ 分娩施設では対応できない分娩の補完
カ 周産期医療システム構築の支援		カ 周産期医療システム構築の支援
(2) 産前産後の支援の充実と体制強化		(2) 産前産後の支援の充実と体制強化
★新規追加		<p>○保健師等による訪問や、ホームスタート等の家庭訪問型子育て支援ボランティアにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育ての不安や悩みに対してきめ細かな対応を行います。【こども未来局】</p>
★新規追加		<p>○精神疾患を合併する妊産婦が安心して妊娠・出産ができるように、市町村のこども家庭センターが中心となり、関係機関と連携し訪問相談などの支援を行います。【こども未来局】</p>
★新規追加		<p>○多胎妊産婦の育児等の負担を軽減し、また孤立化を防ぐため、市町村と連携して、家庭訪問による支援や多胎児の育児経験者家族との交流会の開催などに取り組みます。【こども未来局】</p>

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
★新規追加	2-77	○産後に母子が休息や育児手段の獲得のために利用できる産後ケアについて、希望する人が活用できるように市町村における実施を支援します【こども未来局】
★新規追加		○各種事業を通して、男性の産後うつへの把握に取り組みます。【こども未来局】
(3) 母子保健と児童福祉の一体的・継続的な支援		(3) 母子保健と児童福祉の一体的・継続的な支援
(4) 妊産婦・乳幼児への保健対策		(4) 妊産婦・乳幼児への保健対策
★新規追加		○乳幼児の健やかな成長に向け、妊産婦に必要な栄養や離乳及び幼児期の食生活等に関する正しい知識の普及啓発、保健指導の充実を図ります。【保健福祉部】
★新規追加		○乳幼児期からの望ましい食習慣の形成や生涯を通じた健康づくり・生活習慣病の予防に向け、市町村における乳幼児健康診査の充実や事後フォロー体制整備を図ります。【保健福祉部】
★新規追加		○適切な咬合や顎の発達を促すとともに、噛む、飲み込むなどの口腔機能を獲得するため、乳幼児期に様々な味覚を体験し、よく噛んで食べるなどの食育を推進します。【保健福祉部】
★新規追加		○誤飲、転落・転倒、やけど等のこどもの事故防止のため、福島県保育所等安全対策推進研修をはじめとする様々な機会を通して普及啓発を行います。【こども未来局】
★新規追加		○妊産婦の歯科健診や自己管理（セルフチェック）が必要であることを周知するとともに、歯が生える前からの歯科保健指導の普及啓発や、乳幼児期から口腔環境を整えていくための生活指導の実施、フッ化物応用その他の科学的根拠に基づいたう蝕予防対策などを推進します。【保健福祉部】
(5) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化		(5) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
(6) 不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援		(6) 不妊や不育症に悩む夫婦に対する支援
(7) 災害時の小児・周産期医療体制		(7) 災害時の小児・周産期医療体制
○災害発生時に小児・周産期医療の患者搬送や物資等の支援の調整を円滑に行えるようにするため、災害時小児周産期リエゾンの養成を進めるとともに、各関係機関や団体等と情報を共有し、連携して対応できるよう、平時からネットワーク形成を進めます。【保健福祉部】	2-80	○災害発生時に小児・周産期医療の患者搬送や物資等の支援の調整を円滑に行えるようにするため、 <u>県内の医療機関からの理解を得ながら</u> 災害時小児周産期リエゾンの養成を進めるとともに、各関係機関や団体等と情報を共有し、連携して対応できるよう、平時からネットワーク形成を進めます。【保健福祉部】
1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実		1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。	2-81	幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 保育の受け皿の整備		(1) 保育の受け皿の整備
(2) 保育・幼児教育の質の向上		(2) 保育・幼児教育の質の向上
ア 保育の質の向上		ア 保育の質の向上
○児童館、保育所などの児童福祉施設における保育の質の向上を図るため、遊具・運動用具・空調設備等の環境整備等を支援します。 【こども未来局】	2-86	○児童館、保育所などの児童福祉施設における保育の質の向上を図るため、遊具・運動用具・空調設備等 <u>について、専門家の意見を踏まえながら</u> 環境整備等を支援します。【こども未来局】
イ 幼児教育の質の向上		イ 幼児教育の質の向上
○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。【教育庁】	2-89	○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ <u>ため、保育者向けの各種研修や各自治体・団体向けの幼小連携研修の充実を図ります。</u> 【教育庁】
(3) 特別な配慮を必要とするこどもへの支援		(3) 特別な配慮を必要とするこどもへの支援
★新規追加		○保育所等におけるアレルギー対応及び感染症対策のための研修を実施します。【こども未来局】
(4) 幼児教育・保育の一体的提供の推進		(4) 幼児教育・保育の一体的提供の推進
(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進		(5) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進
○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。 また、幼小中高が連携し、「知識及び技能」に限らず、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の、変化の激しい社会にも対応できる資質・能力の育成を図ります。【教育庁】	2-91	○幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ <u>ため、幼児期に育まれた資質・能力を小学校教育でさらに育むことができるように、架け橋プログラムの推進に向け、各種研修の開催や指導助言の充実を図ります。</u> また、幼小中高が連携し、「知識及び技能」に限らず、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の、変化の激しい社会にも対応できる資質・能力の育成を図ります。【教育庁】
(6) 保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保		(6) 保育・幼児教育に関わる人材の育成と確保
(7) 子育て支援の拠点づくり		(7) 子育て支援の拠点づくり
(8) 教育・保育情報の公表		(8) 教育・保育情報の公表
2 学童期・思春期		2 学童期・思春期
2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実		2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実
■ 現状・課題・施策の方向		■ 現状・課題・施策の方向
こどもにとって、学校はただ学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所のひとつであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとしていきます。 また、ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食や子どもがひとり食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要があります。そのため、児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。	2-96	こどもにとって、学校はただ学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしなが、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所のひとつであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、学校生活を更に充実したものとしていきます。 また、ライフスタイルの変化等により、朝食の欠食や子どもがひとり食事を摂る孤食など食習慣の乱れが問題となっており、栄養・食生活と肥満との関連について注視していく必要があります。そのため、児童及び保護者に対する望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型の食育活動の充実、地産地消の推進を図るなど、家庭・学校等・地域が一体となった食育推進体系の整備を推進します。

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
■施策の展開		■施策の展開
(1) 学力の向上		(1) 学力の向上
(2) 道徳教育の推進		(2) 道徳教育の推進
(3) こどもの体力の向上		(3) こどもの体力の向上
(4) 特別支援教育の充実		(4) 特別支援教育の充実
○特別支援教育に係る活動の充実を図るため、教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の整備を行う <u>私立高等学校等</u> を支援します。【総務部】	2-99	○特別支援教育に係る活動の充実を図るため、教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の整備を行う <u>私立の小・中・高等学校</u> を支援します。【総務部】
○心身障がい児教育の充実振興を図るため、心身障がい児を受け入れ、専任の教職員を配置する <u>私立幼稚園等</u> を支援します。【総務部／再掲】	2-100	○心身障がい児教育の充実振興を図るため、心身障がい児を受け入れ、専任の教職員を配置する <u>私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園</u> を支援します。【総務部／再掲】
(5) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実		(5) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実
○働き方改革の推進や教員の養成・採用・研修の充実等により学校の在り方を変革し、教員が主体的に学び、やりがいを持って働くことができる持続可能な教育環境を構築することで、教員の力、学校の力を最大化します。【教育庁】	2-101 2-102 2-103	○「 <u>教職員働き方改革アクションプラン</u> 」による働き方改革の推進や教員の養成・採用・研修の充実等により学校の在り方を変革し、教員が主体的に学び、やりがいを持って働くことができる持続可能な教育環境を構築することで、教員の力、学校の力を最大化します。【教育庁】
(6) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備		(6) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
(7) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進		(7) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
(8) 健康教育の推進		(8) 健康教育の推進
○将来にわたって体力向上、食習慣や肥満解消などの健康課題を解決していくためには、児童生徒一人一人が自ら健康マネジメントサイクルを確立する必要があるため、そのための取組を進めます。【教育庁】	2-108	○将来にわたって体力向上、食習慣や肥満解消などの健康課題を解決していくため、 <u>栄養教諭を始めとした食育指導者の資質向上により食生活環境を整備するとともに、幼児期からの運動習慣を形成を図ります。さらに児童生徒一人一人が自ら健康マネジメントサイクルを確立する必要があるため、児童生徒に自分手帳を配付し、その活用により自分の健康課題を認識し、その解決に向け積極的に取り組む健康マネジメント能力の育成を目指します。</u> 【教育庁】
★新規追加		○良好な口腔、顎、顔面の成長発育に影響を与える習癖に対し、適切な歯科保健指導を行います。【保健福祉部】
(9) 食育活動の推進		(9) 食育活動の推進
(10) 体罰や不適切な指導の防止		(10) 体罰や不適切な指導の防止
(11) 校則の見直し		(11) 校則の見直し
○児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであることから、その適切な見直しについて啓発や情報発信を進めます。【教育庁】	2-109	○児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものであることから、 <u>こどもの権利を尊重しながら</u> 、その適切な見直しについて啓発や情報発信を進めます。【教育庁】
2-2 こどもの居場所づくり		2-2 こどもの居場所づくり
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になりえます。その場を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、居場所づくりを推進していきます。	2-110	こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性すべてが「居場所」になりえます。その場を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、居場所づくりを推進していきます。

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) こどもの居場所づくりの推進		(1) こどもの居場所づくりの推進
(2) 放課後児童対策		(2) 放課後児童対策
2-3 小児医療体制やこころのケアの充実		2-3 小児医療体制やこころのケアの充実
■ 現状・課題・施策の方向		■ 現状・課題・施策の方向
<p>こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。</p> <p>また、こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。</p>		<p><u>全国的に、少子化や核家族化、共働き世帯の増加等に加え、保護者等による専門医指向や病院指向が大きく影響していると指摘されています。また、福島県では安心してこどもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、18歳未満は医療費無料化を実施していますが、これに伴い軽症患者や救急外来の受診増が懸念され、適正受診の推進が必要となっています。</u></p> <p><u>このことを踏まえ、こどもの健康や予防、急病時に相談でき、適正な受診行動を取れるようにするとともに、こどもが日常的な小児医療や初期救急を身近な地域で受けることができ、さらに重症度に応じた専門的医療や入院救急医療を受けられるなど、県内のどこにいても、休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。</u></p> <p>また、こども・若者が、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。</p>
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 小児医療体制の整備		(1) 小児医療体制の整備
★新規追加		<p>○小児・AYAがん世代のがん患者が質の高い専門的ながん診療を受けられるように、緩和ケアを含む集学的医療の提供、適切な療養・教育環境の提供、小児がんに関わる医師等に対する研修の実施、治療による晩期合併症等に対応できる長期フォローアップ体制の支援、教育環境を整えるための支援等の小児がん医療体制の強化・連携についての取組を横断的に推進していきます。【保健福祉部】</p>
★新規追加		<p>○循環器病を患うこども達が、治療を続けながら保育園や学校に安心して通えるよう、教師や生徒、保護者に対して循環器病の基礎知識を習得してもらう講習等を医師会や学校医等と連携して実施していきます。また、補助人工心臓（VAD）治療の周知や、福島県臓器移植推進財団と連携した心臓移植治療に関する周知を行い、患者に対する支援と県民の理解促進に取り組みます。【保健福祉部】</p>
★新規追加		<p>○先天性心疾患患者の移行医療については、保健・医療・福祉の関係機関の連携強化を図るとともに、福島県循環器病対策推進協議会等において必要な施策の検討を進めていきます。【保健福祉部】</p>
(2) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援		(2) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
2-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育		2-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。</p> <p>また、こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。</p>		<p>こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。</p> <p>また、こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 主権者教育の推進		(1) 主権者教育の推進
(2) 消費者教育の推進		(2) 消費者教育の推進
(3) 金融経済教育の充実		(3) 金融経済教育の充実
(4) ライフデザインに関する教育や意識啓発の推進		(4) ライフデザインに関する教育や意識啓発の推進
(5) キャリア教育・職場体験の推進		(5) キャリア教育・職場体験の推進
2-5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援		2-5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>いじめは、こどもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為であるという認識の下、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて対策を強化していきます。</p> <p>不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援していきます。</p>	2-112	<p>いじめは、こどもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為であるという認識の下、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて対策を強化していきます。</p> <p>不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方としつつ、<u>学習の機会の選択肢を増やすこと</u>によって、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援していきます。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) いじめ防止対策		(1) いじめ防止対策
<p>○いじめの未然防止・早期発見や組織的な対応を進めるとともに、児童生徒一人一人が主体となって活躍できる魅力的な学校づくりを進めます。【教育庁】</p>	2-113	<p>○<u>いじめの防止等のための基本的な方針を適時適切に改訂しながら</u>、いじめの未然防止・早期発見や組織的な対応を進めるとともに、児童生徒一人一人が主体となって活躍できる魅力的な学校づくりを進めます。【教育庁】</p>
(2) 不登校のこどもへの支援		(2) 不登校のこどもへの支援
<p>○少年からの相談や少年に関する相談に対応するための相談ダイヤル「ヤングテレホン」を運用し、必要な知識及び能力を有する少年相談専門員がアドバイスをを行います。【警察本部】</p>	2-118	<p>○少年からの相談や少年に関する相談に対応するための相談ダイヤル「ヤングテレホン」を運用し、必要な知識及び能力を有する少年相談専門員がアドバイスをを行います。<u>また、相談の内容に応じて関係所属において面接を行います。</u>【警察本部】</p>
3 青年期		3 青年期
3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援		3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していきます。</p> <p>また、在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成を支援していきます。</p>	2-119	<p>若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していきます。</p> <p>また、在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成を支援していきます。</p>

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 高等教育費の負担軽減		(1) 高等教育費の負担軽減
(2) 学生のキャリア形成支援		(2) 学生のキャリア形成支援
3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定		3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
■ 現状・課題・施策の方向		■ 現状・課題・施策の方向
<p>地域における魅力ある企業やそこで働く方々の情報発信を行い、若者の県内就職、地域への定着を図るため、若者が安心して働くことができるよう、相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのある仕事等の要件を満たす雇用を創出するとともに、キャリア形成を支援することで、将来への展望を持って生活できる基盤を整えます。特に、本県における若者、とりわけ女性の流出が深刻であることを踏まえ、若者や女性が活躍できる環境を整備することが重要です。</p>		<p>地域における魅力ある企業やそこで働く方々の情報発信を行い、若者の県内就職、地域への定着を図るため、若者が安心して働くことができるよう、相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのある仕事等の要件を満たす雇用を創出するとともに、キャリア形成を支援することで、将来への展望を持って生活できる基盤を整えます。特に、本県における若者、とりわけ女性の流出が深刻であることを踏まえ、若者や女性が活躍できる環境を整備することが重要です。</p>
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 若者への就職支援		(1) 若者への就職支援
<p>○新入社員の早期離職防止のため、複数企業の新入社員を対象とした交流会の開催や、新入社員の人材育成制度の整備、職場環境の改善などが不可欠であることから、新入社員を指導する立場にある上司や人事担当者向けのセミナー等の支援を行います。【商工労働部】</p>	2-122	<p>○新入社員の早期離職防止のため、複数企業の新入社員を対象とした交流会の開催や、新入社員の人材育成制度の整備、職場環境の改善、<u>受入側の意識改革</u>などが不可欠であることから、新入社員を指導する立場にある上司や人事担当者向けのセミナー等の支援を行います。【商工労働部】</p>
(2) 若者による地域づくりと移住・定着の推進		(2) 若者による地域づくりと移住・定着の推進
(3) 女性が活躍できる環境づくり		(3) 女性が活躍できる環境づくり
3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実		3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実
■ 現状・課題・施策の方向		■ 現状・課題・施策の方向
<p>結婚の希望がかなえられない理由として、「異性と出会う機会そのものがない」や「理想の相手にまだめぐり合えない」が上位にあることから、マッチングシステム高度化や市町村や企業との連携強化を進め、独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などをより充実させていきます。</p>		<p>結婚の希望がかなえられない理由として、「異性と出会う機会そのものがない」や「理想の相手にまだめぐり合えない」が上位にあることから、マッチングシステム高度化や市町村や企業との連携強化を進め、独身男女の出会いの機会の創出や若者の結婚支援などをより充実させていきます。</p>
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 結婚支援の推進		(1) 結婚支援の推進
3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援		3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
■ 現状・課題・施策の方向		■ 現状・課題・施策の方向
<p>二ートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。</p>		<p>二ートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。</p>
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) ひきこもり支援		(1) ひきこもり支援
(2) 若者の相談支援		(2) 若者の相談支援

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項		Ⅲ 家族をまるごと応援するための施策
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減		1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>幼児教育・保育、そして医療費の無償化に加え、高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育て世帯の負担軽減を図ります。</p>		<p>幼児教育・保育、そして医療費の無償化に加え、高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育て世帯の負担軽減を図ります。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 幼児教育・保育の無償化		(1) 幼児教育・保育の無償化
(2) 医療費の無償化		(2) 医療費の無償化
(3) 児童手当の支給		(3) 児童手当の支給
(4) 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等		(4) 奨学資金の貸与又は給付、授業料減免等
2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援		2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行います。また、子育てに関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供を行います。</p> <p>保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。</p>	1-6	<p>地域の中で子育て家庭が支えられるよう、<u>保育所や放課後児童クラブなどを活用して</u>、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行います。また、子育てに関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供を行います。</p> <p>保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 子育てについての相談や情報提供		(1) 子育てについての相談や情報提供
(2) 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進		(2) 地域のニーズに対応した子育て支援サービスの推進
★新規追加		<p>○市町村が設置しているこども家庭センターにおいて、妊娠期から寄り添った支援を行うことで、妊娠や育児のストレスなどから出産・子育てに困難を抱えた妊産婦からのSOSを受け止める体制を整え、必要な支援につなげられるようにします。【こども未来局】</p>
(3) 子育て応援の気運醸成		(3) 子育て応援の気運醸成
(4) 家庭教育支援の推進		(4) 家庭教育支援の推進
3 共働き・共育での推進		3 共働き・共育での推進
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育を推進します。特に、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組み、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていきます。</p>		<p>家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育を推進します。特に、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組み、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていきます。</p>

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 育児休業の取得支援		(1) 育児休業の取得支援
(2) 男性の家事・子育てへの参画促進		(2) 男性の家事・子育てへの参画促進
(3) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり		(3) 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり
(4) 出産・育児等を理由とした退職者の再就職支援		(4) 出産・育児等を理由とした退職者の再就職支援
(5) 県職員のワーク・ライフ・バランス推進と両立支援		(5) 県職員のワーク・ライフ・バランス推進と両立支援
4 ひとり親家庭への支援		4 ひとり親家庭への支援
■ 現状・課題・施策の方向		■ 現状・課題・施策の方向
ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等に取り組みます。		令和6年6月に実施した「ひとり親家庭実態調査」では、 <u>経済的支援、生活支援求める声が多かったことから、引き続きひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等に取り組みます。</u>
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 経済的支援		(1) 経済的支援
(2) 就労支援		(2) 就労支援
(3) 子育て・生活支援		(3) 子育て・生活支援
○「ふくしまシングルママ&パパハンドガイド」を作成し、ひとり親家庭が受けられる支援の内容や相談窓口をお知らせします。【こども未来局】	2-130	○「ふくしまシングルママ&パパハンドガイド」を作成し、 <u>県のホームページに掲載するとともに、市町村やひとり親家庭の福祉に携わる関係機関を通じて、ひとり親家庭が受けられる支援の内容や相談窓口をお知らせします。</u> 【こども未来局】
(4) 相談支援		(4) 相談支援
★新規追加		○養育費の確保について、ひとり親家庭の生活の安定やこどもの貧困対策に向けて重要な取組であることから、養育費の負担は親としての義務であることを啓発していきます。【こども未来局】

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
IV 東日本大震災からの復興		IV 東日本大震災からの復興
1 震災からの復興に向けた取組の支援		1 震災からの復興に向けた取組の支援
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>東日本大震災・原発事故以降、放射線への不安から県内の子どもたちの外遊びの機会が制限されたことによる運動不足等の影響もあり、現在も肥満傾向が高い状況続いています。このため、子どもの発育に極めて重要な「遊び」について、屋内外の遊び環境づくりの支援や体を動かす機会の確保を継続して行っています。</p> <p>また、震災の影響により、将来的な健康不安が増加したことから、児童生徒自らが積極的に健康課題に取り組める自己マネジメント能力の育成を推進します。</p> <p>さらに、震災を経験していない子どもたちが増えていく中で、保護者も含め、社会全体で震災の記憶や関心が風化しないよう、ふくしまの未来を担っていく子どもたちが震災や復興と向き合い理解するための取組を支援します。</p>		<p>東日本大震災・原発事故以降、放射線への不安から県内の子どもたちの外遊びの機会が制限されたことによる運動不足等の影響もあり、現在も肥満傾向が高い状況が続いています。このため、子どもの発育に極めて重要な「遊び」について、屋内外の遊び環境づくりの支援や体を動かす機会の確保を継続して行っています。</p> <p>また、震災の影響により、将来的な健康不安が増加したことから、児童生徒自らが積極的に健康課題に取り組める自己マネジメント能力の育成を推進します。</p> <p>さらに、震災を経験していない子どもたちが増えていく中で、保護者も含め、社会全体で震災の記憶や関心が風化しないよう、ふくしまの未来を担っていく子どもたちが震災や復興と向き合い理解するための取組を支援します。</p>
■施策の展開		■施策の展開
(1) 遊びの環境づくりへの支援		(1) 遊びの環境づくりへの支援
(2) 健康マネジメント能力の育成		(2) 健康マネジメント能力の育成
(3) 震災・復興に関する情報発信		(3) 震災・復興に関する情報発信
★新規追加		<p>○根強い風評と時間の経過とともに進む風化に対応するため、首都圏や西日本の大消費地において、「（ふくしまの復興の姿等を）見る」・「（今の福島の情報）聞く」ことに加え、「（福島の現状を）学ぶ（理解する）」といった複合的な情報発信を実施し、クイズや絵付け体験などを通して、大人だけでなく、子どもにもわかりやすい情報発信を行います。【企画調整部】</p>
★新規追加		<p>○情報発信の取組として、県内の小・中学生と親世代に向けて『福島イノベーション・コースト構想の概要』を伝えるイベント等を実施します。【企画調整部】</p>
2 こどもの心身の健康を守る取組の推進		2 こどもの安心を支えていくための取組の推進
■現状・課題・施策の方向		■現状・課題・施策の方向
<p>本県の子育て世帯が抱く震災の影響による健康上の不安を和らげるため、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、子どもたちの健康を長期にわたって見守っていきます。</p> <p>また、現在も東日本大震災・原子力災害により県内外へ避難している子どもたちが多数おり、子どもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていない状況です。特に避難地域においては、避難指示解除の進展に伴い、今後更に住民の帰還・移住を促進していく必要があることから、安心して子どもを生み育てやすい環境の整備に向け、長期的な視点に立って安定的かつ継続した取組を行うことが重要です。根強い風評や放射線による子どもの健康への影響などの子育て現場での不安が完全には払拭されていないことから、震災による様々な不安に対応した相談・援助など、きめ細かな心身のケアに取り組んでいきます。</p>		<p>本県の子育て世帯が抱く震災の影響による健康上の不安を和らげるため、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、子どもたちの健康を長期にわたって見守っていきます。</p> <p>また、現在も東日本大震災・原子力災害により県内外へ避難している子どもたちや、<u>生活の中で放射線について不安を抱えている子どもたち</u>が多数おり、子どもだけでなく保護者も精神的な負担が解消されていない状況です。特に避難地域においては、避難指示解除の進展に伴い、今後更に住民の帰還・移住を促進していく必要があることから、安心して子どもを生み育てやすい環境の整備に向け、長期的な視点に立って安定的かつ継続した取組を行うことが重要です。根強い風評や放射線による子どもの健康への影響などの子育て現場での不安が完全には払拭されていないことから、震災による様々な不安に対応した相談・援助など、きめ細かな心身のケアに取り組んでいきます。</p>

〈計画素案〉	意見番号	〈計画案【意見反映等後】〉
■ 施策の展開		■ 施策の展開
(1) 放射線に係る保健・医療体制の整備		(1) 放射線に係る保健・医療体制の整備
<p>○放射線への健康不安を払拭するためには、こどもの頃から正しい知識を身に付けることが重要であることから、放射線の健康影響に関する情報について県民に正しく分かりやすく提供するなど、リスクコミュニケーションに努めます。【生活環境部、保健福祉部】</p>	2-137	<p>○放射線への健康不安を払拭するためには、こどもの頃から正しい知識を身に付けることが重要であることから、放射線の健康影響に関する情報について、<u>こどもをはじめとする</u>県民に正しく分かりやすく提供するなど、リスクコミュニケーションに努めます。【生活環境部、保健福祉部】</p>
★新規追加	2-132	○医療提供体制の再構築のため、避難地域において不足する小児科等の医療機関の再開・開設及び運営を支援します。【保健福祉部】
(2) 震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア		(2) 震災被害等に関する子どもや保護者の心身のケア